⟨Ⅲ. 学校祭外出届〉

授業時間内に物品購入等で学校を出る際に必要な手続き です。必ず届け出るようにしてください。

口手順

- 1. 各 HR の展監さんが外出するグループ分(外出先別)の学校 祭外出届を生徒会室へ取りに来る。
- 2. 外出する本人が記入例に沿って必要事項を記入
- 3. 外出者の記入事項に誤りがないことを確認し、展示監督が日付を記入し、署名する
- 4. 展監が実長(不在時は副実長)のもとへ行き、実長印をもらう
- 5. 展監が学級担任のもとへ行き、担任印をもらう
- 6. キリトリ線で切りとり、下半分を担任に渡し、上半分を外 出者へ渡す→外出
- 7. 外出者が学校へもどったら、外出者本人が担任に報告→下 半分を担任に提出

(記入例)

| 担任 | 実長 |
|----|----|
| 8 | |
| | |
| | |

外出届

令和 6 年 9 月 9 日

H R 担 任 殿 学校祭実行委員長 殿

_____年_____組__4 L__番

舞台·展示監督 渋沢 栄一

学校祭における資材調達の為、外出しています。ご了承願います。

資材調達の為、下記の通り外出したいと存じますので、外出を許可していただきますよう、お願いいたします。

記

| 期間 | 9月 9日 月曜 12:30 から | |
|---------|-------------------|--|
| 0000046 | 9月 9日 月曜 12:30 まで | |
| | 生徒番号 氏名 | |
| | 10142 大久保 利通 | |
| 外出者 | 10143 津田 梅子 | |
| | 10144 アダム・ラスクマン | |
| 外出先 | DAISO 名東地アミ店 | |
| 代表者電話番号 | 090 - 1234 -OO×× | |

以上

~外出時の注意~

- ・必ず外出届の上半分と生徒手帳を常時所持すること
- ・外出届の提示を求められたときは、生徒手帳とともに提示すること
- ・必ず制服を着用すること
- ・学校祭準備以外の理由で外出する場合は、学校指定の別の外 出届が必要となる。
- ・学校祭外出届が必要となるのは、事業時間内の外出時のみです。主な使用は9月9.12.13日の3日間です。

外出届は、最終手段です。なるべく使うことのないよう、

日ごろから計画的に物品購入をしておこう!!

〈IX. 減点〉

□減点とは…

学校祭のルール(規定)に反する行為が行われた際に、

再発防止や、学校祭審査における平等性保証などを目的に、当日の学校祭の審査得点から、定められた点数が引かれること。みなさんの安全や、学校の美化環境を守るためでもあります!クラス全体で規定に対する意識を高めて、気持ちの良い展示を心がけましょう。

□例年多発する規定違反

・時間外作業、退校時刻後に校舎内にいる

作業時間 朝_7:30~8:20 昼_12:30~13:05

業後_15:00 (7限時16:00) ~17:30 (9/3~は18:00)

・ガムテープを机や壁など学校備品に貼る

学校備品は古いものが多いです。塗装や木がはがれてしまう 可能性があります。気を付けましょう。

・汚損、清掃不備

ペンキによる汚損、ガムテープや麻紐のごみ等の清掃不備は 多発しがち。ひとりひとり細心の注意を払おう。

・指定された場所以外での作業

原則、作業は自分の教室、教室前の廊下です。それ以外の場所で作業すると、工具の所在が分からなくなったり、物品の管理がわかりにくくなってしまいます。決められた場所をしっかり守りましょう。

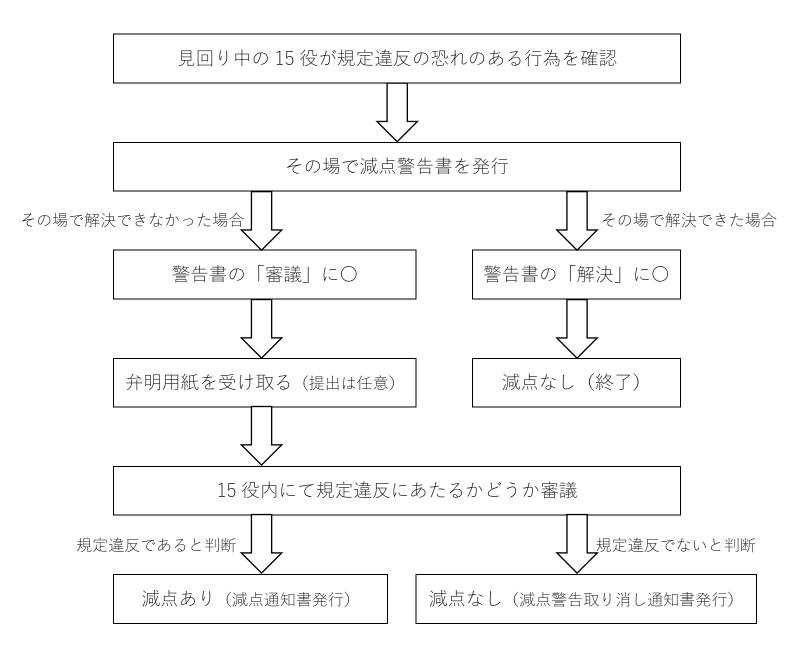
・クラス間での工具貸し借り

貸出工具紛失の危険性が極めて高まります。絶対にやめましょう。

・外壁が教室から 30cm 以上飛び出ている

文化祭当日は大変な混雑が予測されます。廊下のスペース確保のためにも、外壁含め30cm以上教室から飛び出す建築物の制作は禁止です。

~減点の流れ~



□減点警告書について

見回り中の15役が規定違反の恐れがある行為を確認した場合に必ず発行される書類。その場で解決できた場合も発行されます。

| (見本) | No. |
|---------------|----------------------|
| | 減点警告書 |
| 以下の内容に | は減点の恐れがあります。減点と認められた |
| 易合、減点 | 通知書を提示の上、学校祭審査委員会に報告 |
| いたします。 | |
| • 警告日時 | 月 日() : 頃 |
| ・対象団体 | |
| ・警告責任者 | |
| ・警告内容 | |
| 備考 | |
| | |
| | |
| 尚、弁明文は | 月 日() : まで |
| 生徒会室にて | 受け付けます |

口弁明用紙について

規定違反警告書の発行後、その場で解決できなかった際に 15 役から発行される書類。規定違反でないことを主張する ために、理由とともに弁明することができる。提出期限 は、減点警告書に記載される。原則として減点警告書提示 日より3日間。提出は任意である。

| (見本) | 弁明用 | l紙 | No. | |
|-------------------------|------------------------|-----------------|----------|--|
| 団体名 警告書提示日 以下の通り弁 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| ※ 松田 小整生 妻 の担 | 군 사 6.2 미미늄 (15 | 見テロな会まる) | ベルカ可能です | |
| ※弁明は警告書の提 | 示から3日以内(∄ | 逆 ボ日を含む) | でのみ可能です。 | |

□減点通知書について

15 役での審議によって、規定違反であると判断された際に、発行される書類。この通知をもって、減点が確定する。発行後は、いかなる弁明も受け付けない。

| | | | | | No. | |
|-----------------------|-----|----|----|----|-----|---|
| | 沥 | 点通 | 知書 | : | | |
| 通 知 | 日 | 令和 | 年 | 月 | (|) |
| ・通 知 責 信 | 壬 者 | | | 役職 | ţ | |
| ・通 知 責 信 | 壬 者 | | | 役職 | È | |
| ・通知対象 ・対象団体責 | | | | | | |
| 違反内容 | | | | | | |
| 減点数 | | | | 点 | | |
| 違反日 | 令和 | 年 | 月 | 日(|) | |

学校祭実行委員長

てください。尚、上記の内容について、いかなる弁

明も認めません。

□減点警告取り消し通知書について

15 役での審議の結果、規定違反ではないと判断された場合に、その警告を取り消すことを通知する書類。

| (見本) |
|----------------------------------|
| No. |
| 減点警告取り消し通知書 |
| |
| ・該当警告書番号 <u>No.</u> |
| ・対 象 団 体 |
| ・警 告 日 時 月 日() : |
| ・警告内容 |
| |
| 15 役による審議の結果、上記の警告内容は |
| <u>減点ではない</u> と判断されましたため、警告を取り消し |
| させていただくことを通知します。 |
| |
| 月 日()学校祭実行委員長 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

△減点は再発防止のためにあります△

受け取った通知書等はしっかりとクラス全体で共有 して、再発防止に務めましょう。

注意と叱責は違います。起きてしまったことは仕方ありません。減点によって誰かを責めたり、怒ったりすることは絶対にあってはなりません。そのような行動はクラスの団結力を緩めるだけです。高ぶる感情はおさえましょう。